

# 新宮市避難行動要支援者避難支援事業 登録申請書の送付について

様式2

本事業は、災害時に一人での避難が困難と思われる方について、災害に備えた名簿及び個別計画の作成を行うものです。

各項目にご記入の上、同封の返信用封筒にて、令和 年 月 日までにご返送ください。

※期限を過ぎた際は、下記の問い合わせ先までお電話ください

## ◎避難行動要支援者避難支援事業とは…

平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災では、死者のうち高齢者や障害を持った人の割合が高く、こうした過去の災害から、災害対策基本法が改正され、一人での避難することが困難と思われる方を「避難行動要支援者」とし、この要支援者の名簿作りが市町村の義務となっております。

自ら災害に備える「自助」に加え、地域での避難誘導や安否確認を行う支援体制づくりとしての「共助」の役割が重要となりました。

災害時は、市役所・消防・警察等の行政機関は様々な対応に追われます。

一般的に災害時の助けとなる割合は、自助70%、共助20%、公助10%とされています。

近所付き合いが希薄になったといわれる現在ですが、高齢化が進むなか、普段からの声掛けや地域活動を通じて災害への備えを行ってまいります。

その一歩が、「避難行動要支援者名簿への登録」です。

別紙、登録申請書に記載し、新宮市に提出頂くと、新宮市は避難行動要支援者名簿を作成します。

その中で、地域※に名簿情報を提供し、災害に備えた顔の見える関係づくりを進めていきます。（本人の同意が必要）

※地域とは、自主防災組織、町内会、民生委員ほか

二歩目が、「個別支援計画書」の作成です。登録申請書の内容に基づき、市と一緒に自らの避難協力者・避難経路・避難場所について計画づくりを行います。（本人の同意が必要）



【問い合わせ先】

新宮市役所 健康長寿課 高齢者係  
電話 29-7193

## ◎登録申請書作成における説明事項

- ①ご記入頂いた個人情報については、「新宮市個人情報の保護に関する法律施行条例」等の法令に基づき適切に管理し、新宮市避難行動要支援者避難支援事業に関する活動以外の目的には使用しません。
- ②同意の意思確認は、変更の申し出がない限り継続するものとします。
- ③登録申請書は一人で避難が困難な方を把握し、ご本人の同意の下で避難支援の計画を作成するために使用します。  
このため、登録申請書作成や個別避難計画策定は、必ずしも公的支援や避難支援を保証するものではなく、地域の支援者等が法的な責任や義務を負うものではありません。
- ④避難支援や安否確認の必要がある場合には、住居内に立ち入る場合があります。  
また、災害時において特にあなたの命に関わると認められる場合は、玄関や窓などの住居及び所有物を破損する可能性があるかもしれませんので、予めご了承願います。

## ◎参考

### 避難行動要支援者の定義

以下のいずれかの要件に該当する方が、避難行動要支援者となります。

- 高齢者（概ね75歳以上のみの世帯）
- 身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている者
- 療育手帳（A判定）の交付を受けている者
- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者及び自立支援医療費の支給認定を受けている者
- 介護保険要介護3以上又は要介護2で認知症状のある者
- 指定難病やその他、常時特別な医療等を必要とする者
- その他市長が認める者



### 【問い合わせ先】

新宮市役所 健康長寿課 高齢者係  
電話 29-7193